

# 医療機関の税務調査とその対策

本 川 國 雄

## I 税務当局における調査事務の特徴

- (1) 平成 26 年度の調査事務の重点課題として、①高額・悪質事案の深度ある調査、②国際化・高度情報化への対応、③無申告事案・消費税への対応。
- (2) 国税通則法の改正による、税務調査手続きの法制化・厳正化に伴う実地調査件数の大幅な減少を補うための「実地調査以外の調査」（呼び出し等による机上調査）や行政指導による納税者との接触の拡大。調査なのか行政指導なのか不明な文書の乱発。
- (3) 実地調査期間の長期化、重加算税の賦課割合の増加、記帳簿書や証憑書類以外の強権的調査の維持、一方で無予告調査の減少（通則法改正で制限強化）。
- (4) 調査過程における上司への説明・報告のためのコピーの過剰要求や証拠の収集・保全のための「質問応答記録書」（推認事案の対応）の聴取や押印の強要の増加。
- (5) 取引資料等から、金融機関に対する事前調査の実施事例の増加

## II 医療機関に対する税務当局の対応と調査対象選定方法

- (1) 個人課税部門においては他の業種に比して、圧倒的に高額所得者多く税務調査のワースト 10 に医業の 3～4 業種が該当。
- (2) 個人課税部門では平成 15 年以降、医業の全業種と整骨院、鍼・マッサージ等の健康産業も「重点調査業種」に指定、医療法人も「注目業種」に指定。
- (3) 保険診療収入が中心の医療機関でも、措置法 26 条の適用がない医療機関への調査拡大（必要経費の念査）。保険診療収入の非違が少額でも修正申告の懲瀆。
- (4) 具体的な選定方法
  - ① KSK(国税総合管理)システムにより、差益率・経費率・所得率等を、前年及び同業者と比して変動率が高いものほど高ポイント化され粗選定される。
  - ② 次の資料情報がある者
    - イ 重要資料・投書・探聞資料が有る者
    - ロ 不動産登記資料・高級車取得・高額株取引・海外送金・貴金属取引等のある者
    - ハ 収入に直結する取引がある者（医療費の領収書・各種ワクチン・麻酔薬や新薬・技工料や金属の売却・高額医療機器・リベート等）。
    - ニ 生保や損保の解約や満期等により申告が必要であるが失念している者。
  - ③ 決算書等の個別審査により調査の必要がある者。  
選定担当者の経験、勘、独自の分析力による・・・能力のある職員の減少

#### ④ 医療機関特有の選定基準

- イ 租税特別措置法第 26 条の適用を受けていない者⇒経費否＝増差所得
- ロ 保険診療収入が 5,000 万円を若干下回る者及び自由診療収入が 1,000 万円を若干下回る者
- ハ 過去の自由診療収入の変動が大きい者及び直接原価（技工料、ワクチン等）に比して自由診療収入が過少な者
- ニ 保険請求点数による収入と申告額に相違がある者
- ホ 医業以外の所得（雑収入、不動産所得、雑所得、ゴルフ会員権や株式の譲渡損失等）に不正経理が想定されるもの。
- ヘ 子弟の教育費が嵩んでいると想定されるもの。

### Ⅲ 国税通則法改正後の調査手続における特に注意すべき事項

- (1) 調査日時の事前連絡における実地調査の着手日は 1 日である（複数日は違法）
- (2) 11 項目の事前通知内容は必ず記録を。特に調査対象者、税目、調査対象期間は反面調査にも連動し、申告是認の税目や年度毎にそれぞれ通知義務あり。
- (3) 「留め置き」は、任意である。返還要求ができる。返還しない場合不服申し立て可能。
- (4) 主に「推認事項」に係る「質問応答記録書」（警察の「供述書」と同じ）も任意であり、記名押印は行わないこと。重加算税賦課、過年分遡及、更正請求等の重要な証拠書類として利用。
- (5) 「調査の結果説明」は、当局サイドでは内部決裁が終了しており、原則金額の変更はできない。調査過程や論点整理の段階で当方の主張を表明することが大切。
- (6) 「修正申告の態様ができる」の法制化は、強制ではなくあくまで任意である。修正申告に応じた場合でも、「新たな事実」があれば 5 年間更正請求可。

### Ⅳ 税務調査の流れと留意すべき事項

- (1) 調査日の予約と 11 項目事前通知
  - ・ 調査日時の設定は ⇒ 十分な従日機関の確保、診療日か休診日かの選択
  - ・ 日時変更は可能
- (2) 事業概況の聴取と現況確認調査
  - ・ 予約簿、受付簿、日計表、取引先名簿、会計機器、領収書綴り、納品書・請求書記帳簿書、カルテの保存状況の確認、現金監査など パソコン管理も
  - ・ プライバシーの侵害や信用失墜行為の防止 ⇒ 毅然と抗議を、記録を残す。
  - ・ 進行年分の調査の強要防止 ⇒ 売掛金等の確認に限られる。

- (3) 帳簿・原始記録等の質問検査
  - ・ 「提示・提出」規定の法制化とカルテに提示⇒別紙解説
  - ・ 家族名義や法人代表者の個人名後の預貯金の提示⇒通知内容に違反、必要性の明示が必要
- (4) 反面調査
  - ・ 反面調査の必要性の明示・・・やむを得ない事情に該当するのかの確認
  - ・ 自発的解明の申し出による反面調査の回避
  - ・ 事前通知内容との整合性の確認
- (5) 論点整理と調査結果の説明・・・省略

## V 医療機関の税務調査のポイント

### 1 保険診療収入の調査のポイント

- (1) 社保・国保の決定点数の合計に 10 円を乗じた金額と社保・国保・公費負担の振り込み額と窓口収入の自己負担分の合計額とに差異がある場合、原因の念査が行われる。
- (2) 主な誤差の原因は以下の通り
  - ① 「付表」の点数表示の誤り（公費負担や生活保護等の二重計上）
  - ② 公費負担額を自由診療に計上、または、長期未収の公費負担額の計上時期の誤り
  - ③ 値引きサービス（一般患者、友人知人、親族、従業員等の窓口徴収分の不徴収）に係る処理誤り⇒いったん収入に計上し、窓口負担分を接待交際費、福利厚生費、事業主勘定等に振り替える。
  - ④ 窓口収入の単純な計上漏れ、計算誤りまたは従業員等の不正
  - ⑤ 不正請求分の窓口負担分の計上漏れ・・・保険医取り消し、重加算税対象
- (3) 措置法 26 条適用のため年度末の保険収入を一部除外していないか、1～2 か月期ずれ請求していないか。

### 2 自由診療収入の調査のポイント

- (1) 現況確認調査による不正の発見
  - ① 簿外帳簿等の把握 ② 簿外取引資料の把握
- (2) 手持ち資料や領収書控えとの照合
  - ① 投書や探聞資料があるもの、領収書で控えが残らないものや二種類以上の用紙を使用しているもの。
  - ② 診療後相当期間経過後（翌年確定申告時など）の領収証の発行や年度をまたがっ

て分割支払いをしているもの。

- ③ 労災・自賠責資料の照合
- (3) 自由診療に係る直接原価の納品書等との照合
  - ① 歯科・・・技工料、インプラント材料、矯正装置、貴金属
  - ② 医科・小児科・・・ワクチン仕入れ数量
  - ③ 産婦人科・・・麻酔薬・ピル・リング仕入れ数量、人工中絶報告書、死胎児火葬申請書、胞衣取り扱い資料
  - ④ 眼科・・・レーザー治療機器の購入
- (4) 予約簿・来患簿・日計表等からの自費患者の抽出
  - ① 予約簿等に施術内容の記載がある場合
  - ② 日計表に窓口収入の記載がない場合
  - ③ 筆跡が相違するもの
- (5) 収入の計上時期を巡る調査
  - ① 診療報酬は、診療を行った時に計上するのが原則
  - ② 労災・自賠責等の報酬で決算期をまたがって入金していないか。
  - ③ 歯科矯正のように長期に亘る治療の場合、原則は装置を装着した日であるが、個別契約がある場合その内容により異なることに留意。特に決算書に多額の預り金または仮受金がある者は要注意。

### 3 仕入、外注費、棚卸の調査のポイント

- (1) 医薬品等の中に備品や償却資産が混入していないか
- (2) 歯科の場合自費診療の技工料を保険診療の技工料に仮装していないか
- (3) 医薬品の横流し、高額や数量の多い医薬品の大量の箱のふたを開けたもののカウント漏れ
- (4) MS 法人への支払いの適否（課税回避行為）
  - ・MS 法人の業務及び事業実態の適否、同業者の利益率との適否、
  - ・期限切れのリース料の支払確認

### 4 役員報酬・専従者給与・従業員給与・退職金の調査ポイント

- (1) いずれの者についても、勤務実態、職務内容の把握と地方税や他官庁への反面調査⇒名義借り、家事使用人の付けこみ、水増し給与。
- (2) 専従者給与は専従者の要件、業務内容の確認、過大報酬の否認。
  - ・課税庁が報酬額を決める権限はない⇒対価の妥当性を主張できる理論構築を。
- (3) 退職金規定がない場合や過去に支払い実績がない場合は、反面調査を実地された事例がある。

## 5 その他必要経費の調査のポイント

(1) 調査のポイントは、①事業の遂行上必要であるか、②家事関連費が混入していないかの確認である。しかし、①は収入を得るために直接要した費用ではない（別紙判例参照）。また、②は使用割合の適否が焦点になるが、明確な証拠がないことから、税務職員の「推認」になることが多く、その証拠にするため「質問応答記録書」を作成し記名押印を強要することが多くなっているので注意。

### (3) 家事関連費の混入

- ① 車両関連費（減価償却費・車検・保険料・自動車税・修理費・燃料費）、福利厚生費、水道光熱費、修繕費、接待交際費（ゴルフプレイ代・飲食代・中元歳暮・商品券等）、消耗品費等。
- ② デパート、量販店及び一般商店からの取引において、品名詐称・改ざん、領収証の分散、一括領収証の作成、または領収書のみ保存は反面調査の対象に成り易い。

## 6 その他費用の調査のポイント

- (1) 慰安旅行、家族旅行⇒盆暮の旅行、パスポートや集合写真等の確認
- (2) 昼食、夜食代⇒事業主分は否認、従業員分は70%相当が現物給与
- (3) 学会参加費、海外視察⇒視察日程表や関係資料やレポート等の確認
- (4) 研究活動の費用⇒事業遂行との関連性
- (5) 学資金の取り扱い
- (6) 寮等の借り受けと家賃（雑収入）の確認